

第1章

前回調査から18社が新たに開示

本年6月までの

IFRS新規任意適用の状況

【この章のエッセンス】

●2019年6月末以降2020年6月末までに新たに四半期報告書を開示し、IFRSを任意適用した東証上場企業は18社あり、計218社となった。

●IFRSの任意適用時期に制限はなく、第2・第3四半期からのIFRS任意適用も認められている。

2009年12月「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(以下、「内閣府令」という)が公布・施行されて以来、わが国において国際財務報告基準(IFRS)を任意適用した有価証券報告書が公表されている。2020年3月期までの有価証券報告書においてIFRSを任意適用した東証上場企業は211社に達

し、これらの企業の開示分析については本誌2020年9月10日号(No.1588)掲載の「IFRS任意適用企業の開示分析」で紹介した。

では、IFRS任意適用企業の四半期報告書における開示はどうか。IFRS任意適用企業の四半期報告書においてもIFRSの規定に従うことになるが、実際に何をどのように開示するかは企業の判断に委ねられているところもあり、実務上の対応はさまざまである。

IFRS適用時期については、年度末または第1四半期からのみIFRSを任意適用できるとされていたものの、2013年10月の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下、「本改正」という)においてIFRS適用時期の制限が廃止され、第2・第3四半期からのIFRS

S任意適用が認められるようになった(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則)(以下、

「四半期連結財務諸表規則」という)1の2)。本改正はIFRS任意適用企業の範囲拡大を図ることを目的とし、IFRS適用時期以外にも上場会社であることや国際的な財務活動・事業活動を行っていること⁽¹⁾などの要件もあわせて撤廃されている。

これまで年度末日および第1四半期以外のタイミングからIFRS任意適用を行う企業はなかったが、窪田製薬ホールディングス(株)が2017年12月期の第2四半期

(図表1) 2019年11月20日号掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」以降2020年6月末までのIFRS新規任意適用企業一覧

有価証券報告書等における最初のIFRS報告年度	社名	東証業種分類
2019年3月期 (2019年12月16日に新規上場)	(株)JMDC	情報・通信業
2019年5月期 (2020年3月6日に新規上場)	(株)きずなホールディングス	サービス業
2019年12月期	THK(株)	機械
	NISSHA(株)	その他製品
2020年2月期	(株)安川電機	電気機器
	日新製糖(株)	食料品
2020年3月期	塩野義製薬(株)	医薬品
	日本特殊陶業(株)	ガラス・土石製品
	(株)ジェイテクト	機械
	(株)プロネクサス	その他製品
2020年9月期 第1四半期	ナレッジスイート(株)	情報・通信業
	(株)ヘリオス	医薬品
2020年12月期 第1四半期	(株)ブリヂストン	ゴム製品
	東レ(株)	繊維製品
2021年3月期 第1四半期	三井化学(株)	化学
	トヨタ自動車(株)	輸送用機器
	日本航空(株)	空運業
	SCSK(株)	情報・通信業